

健康保険 傷病手当金 支給申請書 記入の手引き

業務外のケガ(負傷)・病気による療養のために会社を休み、給料を受けられないときの生活保障として支給されます。

申請書は4ページです。漏れなく正確にご記入ください。

申請者情報、申請内容

被保険者ご自身または、被保険者が亡くなった場合は相続人の方がご記入ください。

1/4ページ

2/4ページ

事業主の証明

事業主に記入を依頼してください。

3/4ページ

療養担当者の意見書

担当医師に記入を依頼してください。

4/4ページ

添付書類をご用意ください。

以下に当てはまる場合や、変更があった場合に添付いただくもの。(コピーと指定していないものは、原本が必要です。)

支給開始日以前の12か月以内で事業所に変更があった方	以前の各事業所の名称、所在地及び各事業所に使用されていた期間がわかる書類(※)
障害厚生年金の給付を受けている方	○年金給付額等がわかる書類(以下のすべての書類が必要です) ・障害厚生年金給付の年金証書またはこれに準ずる書類のコピー ・障害厚生年金給付の額、支給開始年月日を証明する書類および障害厚生年金の直近の額を証明する書類(年金額改定通知書等)のコピー
老齢退職年金の給付を受けている方 (申請期間が資格喪失後の場合)	○年金給付額等がわかる書類(以下のすべての書類が必要です) ・老齢退職年金給付の年金証書またはこれに準ずる書類のコピー ・老齢退職年金給付の額、支給開始年月を証明する書類および老齢退職年金の直近の額を証明する書類(年金額改定通知書等)のコピー
労災保険から休業補償給付を受けている方	「休業補償給付支給決定通知書のコピー」
ケガ(負傷)の場合	「負傷原因届」(※)
第三者による傷病の場合	「第三者行為による傷病届」(※) 詳しくは協会けんぽ都道府県支部にお問い合わせください。
被保険者が亡くなられ、相続人の方が請求する場合	被保険者との続柄がわかる「戸籍謄本」等

注1) 証明書等が外国語で記載されている場合は、翻訳文を添付してください。

(翻訳文には、翻訳者が署名し住所および電話番号を明記してください。)

注2) 申請時の事務負担の軽減および効率化を図るため、賃金台帳や出勤簿の写し等、不要な書類は添付しないでください。

※協会けんぽのホームページから印刷できます。(印刷環境がない場合は、協会けんぽ都道府県支部までご連絡ください。)

次ページに記入例があります。➔

ご提出・お問い合わせ先

保険証に記載されている協会けんぽ都道府県支部に郵便でご送付ください。(窓口でも受け取ります)

*各支部の所在地・電話番号などは、協会けんぽホームページをご覧ください。



協会けんぽ

検索

ご記入事項を訂正される場合、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容をご記入ください。

1 記号番号は、保険証に記載されています。
※退職後の申請の場合は、在職中の記号番号をご記入ください。



2 被保険者が亡くなられて、相続人の方が申請される場合は、申請される方の氏名をご記入ください。(住所・振込口座も同様です。)
※生年月日欄は「被保険者」の生年月日をご記入ください。

健康保険 傷病手当金 支給申請書(第 1 回)

被保険者記入用



記入方法および添付書類等については、「健康保険 傷病手当金 支給申請書 記入の手引き」をご確認ください。

申請書は、黒のボールペン等を使用し、楷書で枠内に丁寧に記入ください。

記入見本 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | アイユ

被保険者情報	記号 21700023	番号 21	生年月日 1 6111022
氏名	協会 太郎		
住所	〒1050000 東京 港区 1-1 △△マンション101		
電話番号	TEL 090XXXXXXX		

振込先指定口座	金融機関名称 〇〇〇〇	預金種別 1 1. 普通 2. 当座	口座番号 1234567	口座名義 キョウカイ タロウ	口座名義の区分 1 1. 被保険者 2. 代理人
---------	----------------	-----------------------	-----------------	-------------------	-----------------------------

受取代理人の欄	被保険者 氏名 住所	代理人 (口座名義人) 住所 氏名	被保険者との関係
---------	------------------	----------------------------	----------

被保険者のマイナンバー記載欄
被保険者証の記号番号が不明の場合にご記入ください。
記入した場合は、本人確認書類及び貼付台紙の添付が必要となります。
(詳細は「記入の手引き」をご覧ください。)

「被保険者記入用」は2ページに続きます。➡➡➡

社会保険労務士の提出代行者記載欄	様式番号 1	協会使用欄	受付日付印
------------------	-----------	-------	-------

全国健康保険協会 協会けんぽ

1/4

3 ゆうちょ銀行の口座を希望される場合は、従来の口座番号(記号・番号(13桁))ではなく、振込専用の店名(漢数字3文字)・預金種別・口座番号をご記入ください。

金融機関名称	ゆうちょ	預金種別	1 1. 普通 2. 当座	口座番号	1234567	口座名義	キョウカイ タロウ	口座名義の区分	1 1. 被保険者 2. 代理人
--------	------	------	---------------	------	---------	------	-----------	---------	------------------

4 被保険者の記号番号がご不明な場合のみ被保険者のマイナンバーをご記入ください。
(①の記号番号を記入している場合は、記入不要です。)

被保険者のマイナンバーを記入した場合は、以下の書類が必要です。※1 貼付台紙※2 に ㊦ ① どちらも貼付し、申請書に添付してください。

㊦ 身元確認を行うための書類 (いずれか1点)

- 被保険者の個人番号カード(表面)のコピー、運転免許証のコピー、パスポートのコピー、その他官公署が発行する写真付き身分証明書のコピー

① 番号確認を行うための書類 (いずれか1点)

- 被保険者の個人番号カード(裏面)、個人番号の通知カードのコピー(記載情報と現況に相違のないもの)、被保険者の個人番号が記載された住民票か住民票記載事項証明書

※1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定められています。

※2 協会けんぽのホームページからダウンロードできます。(印刷環境がない場合は協会けんぽ都道府県支部までご連絡ください。)

5 ご記入いただいた申請期間に対応する期間について、事業主の証明と療養担当者の意見をいただけてください。

6 お仕事の内容は、「事務員」などではなく、「経理担当事務」「自動車組立」「プログラマー」など具体的にご記入ください。(退職後の申請の場合は、在職時のお仕事の内容をご記入ください。)

7 労災保険から休業補償給付を受けていた(受けている)場合 過去に労災保険から休業補償給付を受けていて、休業補償給付と同一の病気やけがのために労務不能となった場合には、傷病手当金は支給されません。また、業務外の理由による病気やケガのために労務不能となった場合でも、別の原因で労災保険から休業補償給付を受けている期間中は、傷病手当金は支給されません。ただし、休業補償給付の日額が傷病手当金の日額より低いときは、その差額が支給されます。

健康保険 傷病手当金 支給申請書. 協会 太郎. 1) 鎖骨骨折. 2) 030422. 3) 030512. 経理担当事務 6. 7. 申請書記入用は3ページに続きます.

【被保険者の方へ】 お勤め先の事業所に証明を受けてください。資格喪失日以降の期間に関する申請については、空欄でご提出ください。

被保険者 協会 太郎. 勤務 事務. 出勤 4日. 有給 1日. 給付の種類 給付. 支給日 1.当月 2.翌月 25日. 期間 4月16日~5月15日. 金額 1135000. 住所 東京都千代田区 1-1. 健保 三郎.

【事業主の方へ】

- 8 労務に服することができなかった期間を含む賃金計算期間(賃金計算の締日の翌日から締日の期間)の勤務状況について、出勤した場合は○で、有給の場合は△で、公休日の場合は公で、欠勤の場合は/で表示してください。
9 給与の種類について、該当する給与の種類を選んでください。
10 賃金計算の締日および賃金の支払日をご記入ください。
11 労務に服することができなかった期間を含む賃金計算期間における賃金支給状況についてご記入ください。また、賃金支給状況がわかるよう、賃金計算方法や欠勤控除計算方法等をご記入ください。

※訂正される場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容をご記入ください。

【被保険者の方へ】 療養担当者(医師等)の意見をを受けてください。

患者 協会 太郎. 傷病名 (1) 鎖骨骨折. (2) 左肩部強打. 発病または負傷の年月日 2.平成 030422. 発病または負傷の原因 左肩部強打. 療養費用の別 健康保険. 診察日数 5. 鎖骨を骨折し、4/22初診。鎖骨バンドで鎖骨を固定。固定するまで安静とし、固定後リハビリが必要。

【療養担当者の方へ】

- 12 複数の傷病名がある場合、(1)から主たる病名を順次ご記入ください。
13 左の傷病名について、その傷病の初診の日をご記入ください。
14 治療期間でなく、療養のため就労できなかったと認められる期間とその日数をご記入ください。
15 症状および経過、労務不能と認められた医学的な所見を詳しくご記入ください。

※訂正される場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容をご記入ください。
※病院を転院した場合は、それぞれの病院で療養担当者(医師等)の意見をを受けてください。

傷病手当金の支給要件等

支給を受ける条件

被保険者が病気やケガ(負傷)の療養のため仕事を休み、給与を受けられないなど、次の条件を満たした場合は、傷病手当金が支給されます。

1 業務外の事由による病気やケガのため療養中であること

2 仕事につけないこと(労務不能)

労務不能の判定は、療養担当者(医師等)の意見を基に被保険者の従事する業務の種別を考慮し、本来の業務に耐えられるか否かを基準として行います。

3 3日間連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があること

3日間連続して休んだことを『待期完成』と言います。
なお、待期完成に要した3日間に対しては傷病手当金は支給されません。

【待期完成の考え方】 ※凡例 休:無給休暇 有:有給休暇 公:土日祝等の会社で定められた休暇 出:出勤

例1) 3日間連続して仕事を休んだ場合 ⇒ ○:待期完成



例2) 3日間連続して仕事を休んでいない場合 ⇒ ×:待期未完成



例3) 出勤を挟み、その後3日間連続して仕事を休んだ場合 ⇒ ○:待期完成



例4) 公休日・有休日を含んで3日間連続して仕事を休んだ場合 ⇒ ○:待期完成



注)勤務時間中に業務外の事由による傷病のため仕事につけなくなり、その後の仕事を休んだ場合は、その日を含め3日間連続して休むと待期が完成します。

4 給与(報酬)の支払いがないこと

給与の支払いがあっても傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。

※下記「支給期間と支給額」2)支給額参照

<被保険者資格喪失後に継続して傷病手当金を受ける場合>

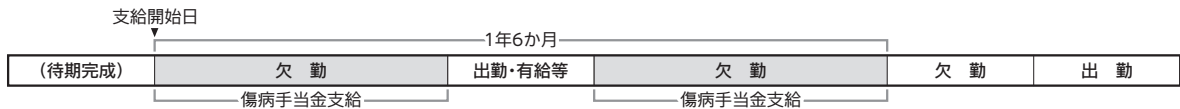
被保険者の資格を喪失した場合でも、次の①・②に該当した場合は引き続き支給を受けることができます。

- ①資格喪失日の前日(退職日等)までに被保険者期間が継続して1年以上(任意継続被保険者期間は除く)あること
- ②資格喪失日の前日(退職日等)に傷病手当金の支給を受けているか、または受けられる状態(上記支給を受ける条件1~3を満たしている)にあること

支給期間と支給額

1 支給期間

傷病手当金は支給が始まった日(支給開始日)から1年6か月の期間で、支給を受ける条件を満たしている日について支給されます。支給開始日は、実際に傷病手当金の支給が開始された日となります。



2 支給額

1日当たりの金額:【支給開始日の以前12か月間の各標準報酬月額を平均した額】(※1)÷30日×(2/3)
(支給開始日とは、一番最初に傷病手当金が支給された日のことです。)

(※1)支給開始日の以前の期間が12か月に満たない場合は、②と①を比べて少ない方の額を使用して計算します。

② 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額

① 支給開始日が平成31年3月31日までの方:28万円(※2)

支給開始日が平成31年4月1日以降の方:30万円(※2)

(※2)当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額

3 傷病手当金の調整

①~⑤にあてはまる場合、傷病手当金の支給額の一部または全部が調整されます。

① 給与の支払いがあった場合

休んだ期間について、給与の支払いがある場合、傷病手当金は支給されません。ただし、休んだ期間についての給与の支払いがあってもその給与の日額が、傷病手当金の日額より少ない場合、傷病手当金と給与の差額が支給されます。

② 障害厚生年金または障害手当金を受けている場合

同一の傷病等による厚生年金保険の障害厚生年金または障害手当金を受けている場合、傷病手当金は支給されません。ただし、障害厚生年金の額(同一支給事由の障害基礎年金が支給されるときはその合算額)の360分の1が傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。また、障害手当金の場合は、傷病手当金の額の合計額が障害手当金の額に達することとなる日までの間、傷病手当金は支給されません。

③ 老齢退職年金を受けている場合

資格喪失後に傷病手当金の継続給付を受けている方が、老齢退職年金を受けている場合、傷病手当金は支給されません。ただし、老齢退職年金の額の360分の1が傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。

④ 労災保険から休業補償給付を受けている場合

業務外の理由による病気やけがのために労務不能となった場合でも、別の原因で労災保険から休業補償給付を受けている期間中は、傷病手当金は支給されません。ただし、休業補償給付の日額が傷病手当金の日額より少ないときは、その差額が支給されます。

⑤ 出産手当金を同時に受けられるとき

傷病手当金の額が出産手当金の額よりも多ければ、その差額を支給することになります。

※なお、傷病手当金を受け取った後に、①~④に該当している事が判明した場合は、傷病手当金をお返しいただくこととなります。